

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第 23 回 農業委員会総会議事録

令和 4 年 5 月 30 日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	5	山前 満	委員
	8	今部 好幸	委員

第 23 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 4 年 5 月 30 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 50 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 中村 直樹

佐呂間町農業委員会農地係長 阿部 真

佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	齊藤 浩明	9	橋本 聡
2	小西 利幸	10	和泉 茂樹
3	山口 浩之	11	平川 智司
4	田中 裕二		
5	山前 満		
		14	山田 裕之
		15	堀北 勝美
8	今部 好幸	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
6	中谷 由広		
7	川村 良則		
12	青野 英一郎		
13	田村 通啓		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 議 案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積
 計画の決定について
 議 案第 3 号 現況証明願について
 報告事項第 1 号 現況証明の専決について
 報告事項第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
 報告事項第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事務局 長	只今から、23回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中12名で、総会は成立しております。
議 長	議事録書名委員の指名を行います。 署名委員は、5番 山前委員さん、8番 今部委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。
事務局	報告事項第1号 現況証明の専決について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項第1号 現況証明の専決について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)のエに基づき専決したことを報告します。
	番号1 土地の所在が富富士387番1、公簿地目が畑、現況地目が農地採草放牧地以外で宅地、面積3,465㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 富富士 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記で、令和4年4月25日に関係農業委員さんと現地確認済みです。この案件は、本年2月の総会で議決し3月18日付で転用の追認許可を行った案件であることから専決処分で証明書を交付しました。
	番号2 土地の所在が富富士380番1外14筆、公簿地目が畑、現況地目が農地採草放牧地以外で宅地と雑種地、合計面積23,965㎡、所有者 ●●●●さん、願出人富富士●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記で、令和4年4月25日に関係農業委員さんと現地確認済みです。この案件は、本年2月の総会で議決し3月18日付で転用の追認許可を行った案件であることから専決処分で証明書を交付しました。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員	———異議なし———
議 長	報告事項第1号は原案どおり承認いたします。
事務局	報告事項第2号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項第2号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。
	番号1 土地の所在が西富63番48、現況地目が畑で面積498㎡、届出者 幸町 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が平成30年8月18日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。
	番号2 土地の所在が若里411番9外10筆、現況地目が畑で合計面積50,090㎡、届出者若里 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和4年2月22日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。
	番号3 土地の所在が北396番4外9筆、現況地目が畑で合計面積78,087㎡、届出者 西富 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和4年1月14日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
堀北委員	あっせん希望なしとのことですが、農地はどうなるのですか。

和 4 年 2 月 15 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 9

土地の所在が富士 360 番 2、現況地目が畑で合計面積 12,636 m²、契約期間は平成 24 年 1 月 30 日から令和 4 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 4 年 2 月 15 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●●●●●。解約後は賃貸借です。

番号 10

土地の所在が知来 721 番 7 外 7 筆、現況地目畑が 32,403 m²、採草放牧地が 18,606 m²、合計面積 51,009 m²、契約期間は令和 2 年 12 月 25 日から令和 12 年 12 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 4 年 3 月 9 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●●●●●。解約後は売買です。

番号 11

土地の所在が知来 678 番 1 外 8 筆、現況地目が畑で合計面積 32,272 m²、契約期間は平成 31 年 4 月 26 日から令和 11 年 4 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 4 年 3 月 9 日、通知者が、賃貸人 ●●●●行さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は売買です。

番号 12

土地の所在が知来 739 番 1 外 9 筆、現況地目が畑で合計面積 99,511 m²、契約期間は平成 31 年 4 月 26 日から令和 11 年 4 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 4 年 3 月 9 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●●●●●。解約後は売買です。

番号 13

土地の所在が仁倉 123 番 1 外 3 筆、現況地目畑が 19,502 m²、採草放牧地が 3,018 m²、合計面積 22,520 m²、契約期間は平成 24 年 4 月 27 日から令和 4 年 4 月 30 日まで、合意解約の成立の日が令和 4 年 2 月 10 日、引渡しの日が令和 4 年 4 月 30 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 14

土地の所在が仁倉 33 番 1 外 4 筆、現況地目畑が 32,012 m²、採草放牧地が 11,753 m²、合計面積 43,765 m²、契約期間は 33 番 1 が平成 20 年 4 月 25 日から平成 30 年 4 月 24 日まで、それ以外の 4 筆が平成 24 年 4 月 27 日から令和 4 年 4 月 30 日まで、合意解約の成立の日が令和 4 年 2 月 10 日、引渡しの日が令和 4 年 4 月 30 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 15

土地の所在が浜佐呂間 496 番 1 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 20,537 m²、契約期間は平成 24 年 5 月 29 日から令和 4 年 5 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 4 年 3 月 3 日、引渡しの日が令和 4 年 5 月 31 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 16

土地の所在が浜佐呂間 495 番 5 外 4 筆、現況地目畑が 46,640 m²、採草放牧地が 32,344 m²、合計面積 78,984 m²、契約期間は平成 24 年 5 月 29 日から令和 4 年 5 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 4 年 3 月 3 日、引渡しの日が令和 4 年 5 月 31 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●●●●●。解約後は賃貸借です。

番号 17

土地の所在が啓生 140 番 1 外 9 筆、現況地目が畑で合計面積 61,471 m²、契約期間は平成 24 年 6 月 28 日から令和 4 年 6 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引渡し

の日は令和3年12月28日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 18

土地の所在が仁倉 410 番 1 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 67,886 m²、契約期間は 414 番 1 と 584 番 1 が平成 5 年 8 月 30 日から平成 8 年 11 月 30 日まで、417 番と 418 番 1 と 438 番 1A が平成 24 年 4 月 27 日から令和 4 年 4 月 30 日まで、410 番 1 と 410 番 2 が平成 25 年 4 月 25 日から令和 5 年 4 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 4 年 2 月 21 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は一部賃貸借です。

番号 19

土地の所在が北 208 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 48,568.80 m²、契約期間は平成 23 年 8 月 31 日から令和 3 年 8 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 3 年 8 月 31 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 20

土地の所在が北 90 番 1 外 13 筆、現況地目が畑で合計面積 89,338 m²、契約期間は平成 19 年 3 月 29 日から平成 29 年 3 月 28 日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和 4 年 3 月 29 日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

何か質問等、ありませんでしょうか。

質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。

各 委 員 長 ———異議なし———

報告事項第 3 号は原案どおり承認いたします。

次に、議案の審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

このことについて、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

農地法第 4 条の規定に基づき、下記の者より農地転用の許可申請があったので、可否について審議願います。

番号 1

土地の所在が富富士 461 番 4 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 9,503 m²、農地区分は農業振興地域内農用区域で、申請者は●●●●●●●●●●、申請理由は牛舎等の追認で、土地利用計画は農業用施設用地となっています。この申請は、既に建設されている牛舎等の違反転用の追認許可申請となっており、違反転用で北海道知事に報告義務があることから、申請者からの始末書及び経過説明書等を添付し、違反転用事案報告書をオホーツク総合振興局に提出しております。申請者も大いに反省しており、原状回復を指示することは、農業経営に多大な不利益を与えることとなるため、追認による許可はやむを得ないものと思われま。今後はこのような事が無いように、農地の利用形態の変更については、事前に農地法等の関連法令に基づく申請手続等について十分な確認をするよう指導を行っています。この後、審議結果を持ちまして、北海道農業会議に意見聴取を行い、農業会議から許可相当との回答がありましたら、転用申請者に許可書の交付を行うこととなります。この案件につきましては、5 月 20 日に担当農業委員さんと現地調査を実施しております。

図面で説明いたしますと、(1 ページと 2 ページ) です。1 ページが位置図で、申請地につきましては、道道富富士佐呂間線沿い、佐呂間市街から 5.5km ほどの土地となります。2 ページは施設の配置図となります。

番号 2

	<p>土地の所在が富富士 519 番 4 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 35,503 m²、農地区分は農業振興地域内農用区域で、申請者は●●●●●●●●●●、申請理由は農業用倉庫で、土地利用計画は農業用施設用地となっています。農業用倉庫 8 棟の建設を予定しており、建築面積は 5,598.72 m²、工期は令和 5 年 12 月 31 日まで。事業費は 138,160,000 円。全額自己資金で賄うということで残高証明書の添付を受けています。申請地には、転用の妨げとなる権利も無く、隣接地への影響についても、問題ありませんので、転用はやむを得ないと思われます。この案件につきましては、5 月 20 日に担当農業委員さんと現地調査を実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと、(3 ページと 4 ページ)です。3 ページが位置図で、申請地につきましては、道道富富士佐呂間線とトカロチ幹線道路との分岐のあたりの土地となります。4 ページは施設の配置図となります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
平 川 委 員 事 務 局	<p>番号 1 は違反転用とのことですが、どのようにして見つかったのですが。</p> <p>建設された牛舎の内の 1 棟は、令和 2 年に転用許可をしていた建物で、昨年完了報告を受け、現地確認をした際に、申請になかった牛舎が建てられていることを確認し、違反転用が発覚しました。</p>
議 長	<p>他に質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>———異議なし———</p>
議 案 第 1 号	<p>議案第 1 号は原案どおり決定いたします。</p>
議 案 第 2 号	<p>議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p>
	<p>番号 1.</p>
	<p>利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が公益財団法人北海道農業公社。土地の所在が仁倉 508 番 1、現況地目が畑で面積 58,882 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 4,770,000 円、10 畝当りの単価は、81,000 円です。この案件は農地保有合理化事業により賃貸借していた土地の売渡が行われるものです。</p> <p>図面で説明いたしますと (5 ページ) 赤枠の土地です。申請地につきましては、仁倉市街から 1 km ほど南側、仁倉 8 号から 9 号にかけての土地となります。</p>
	<p>番号 2.</p>
	<p>利用権の設定等を受ける者が、浜佐呂間 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が公益財団法人北海道農業公社。土地の所在が幌岩 268 番 2 外 12 筆、現況地目が畑で合計面積 45,368 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 3,289,000 円、10 畝当りの単価は、72,500 円です。この案件は農地保有合理化事業により賃貸借していた土地の売渡が行われるものです。</p> <p>図面で説明いたしますと (6 ページ) 赤枠の土地です。申請地につきましては、国道 238 号線浜佐呂間から 3 km ほど幌岩方面に行ったあたりの南側、幌岩 4 線あたりの土地となります。</p>
	<p>番号 3.</p>
	<p>利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が公益財団法人北海道農業公社。土地の所在が仁倉 292 番 2 外 3 筆、現況地目が畑で合</p>

計面積 65,512 m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は8,042,000円、10畝当りの単価は、123,000円です。この案件は農地保有合理化事業により賃貸借していた土地の売渡が行われるものです。

図面で説明いたしますと（7ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、仁倉時雨橋の佐呂間側の土地と、仁倉市街付近の土地となります。

番号4.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が富丘 ●●●●さん。土地の所在が川西154番13外11筆、現況地目畑が72,434m²、採草放牧地が22,806m²、合計面積95,240m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年5月31日から10年間、賃貸料は年額200,000円、10畝当たり2,100円で、前は1,600円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月16日から2回実施しております。

図面で説明いたしますと（8ページ）です。申請地につきましては、佐呂間富丘間道路の北側、富丘33号付近の土地となります。

番号5.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が幌岩198番1外3筆、現況地目が畑で面積83,286m²です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は7,920,000円、10畝当りの単価は、95,000円です。あっせん会につきましては、令和4年3月3日から2回実施しております。

図面で説明いたしますと（6ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、国道238号線沿い、浜佐呂間から3kmほど幌岩方面に行ったあたりの土地となります。

番号6.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が仁倉364番2外1筆、現況地目が畑で合計面積27,632m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年5月31日から5年間、賃貸料は年額96,000円、10畝当たり3,500円で、前回は3,500円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月1日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（5ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、仁倉市街から1kmほど南側、仁倉8号道路沿いの土地となります。

番号7.

利用権の設定等を受ける者が、富富士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が富富士667番1A外1筆、現況地目が畑で合計面積15,043m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年5月31日から10年間、賃貸料は年額45,000円、10畝当たり3,000円で、前は2,100円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月3日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（9ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、道道富富士佐呂間線沿い、佐呂間市街から5kmほどの土地となります。

番号8.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が富富士671番2外2筆、現況地目が畑で合計面積12,709m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年5月31日から10年間、賃貸料は年額38,100円、10畝当たり3,000円で、前は2,100円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月3日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（9 ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、番号7の西側の土地となります。

番号9.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が富富士143番、現況地目が畑で面積15,497㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年5月31日から10年間、賃貸料は年額51,140円、10㎡当たり3,300円で、前は4,500円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月1日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（10 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、道道富富士佐呂間線の西側富富士3号付近の土地となります。

番号10.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が富富士256番2、現況地目が畑で面積6,432㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年5月31日から10年間、賃貸料は年額19,296円、10㎡当たり3,000円で、前は4,500円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月1日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（10 ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、道道富富士佐呂間線の西側富富士3号付近の土地となります。

番号11.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が富富士534番5外3筆、現況地目が畑で面積16,989㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は1,189,230円、10㎡当りの単価は、70,000円です。あっせん会につきましては、令和4年3月3日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（11 ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、トカロチ幹線道路沿い、道道富富士佐呂間線から600mほどの土地となります。

番号12.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北広島市 ●●●●さん。土地の所在が富富士23番1、現況地目が畑で面積34,272㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年5月31日から10年間、賃貸料は年額68,544円、10㎡当たり2,000円で、前は1,900円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月3日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（10 ページ）青枠の土地です。申請地につきましては、富富士から幌岩山に向かう道路脇の土地となります。

番号13.

利用権の設定等を受ける者が、富富士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北広島市 ●●●●さん。土地の所在が富富士360番1、現況地目が畑で面積6,597㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年5月31日から10年間、賃貸料は年額10,000円、10㎡当たり1,500円で、前回は1,500円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月9日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（11 ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、富富士1線道路の東側富富士5号付近の土地となります。

番号14.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が北広島市 ●●●●さん。土地の所在が富富士360番2、現況地目が畑で面積12,636㎡

議	長	<p>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年5月31日から10年間、賃貸料は年額36,000円、10㎡当たり2,800円で、前回も2,800円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月9日から1回実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと（11ページ）青枠の土地です。申請地につきましては、富 武士1線道路の東側、番号13の南側の土地となります。</p> <p>件数が多いので、ここでいったん区切り、審議に入ります。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各	委	——異議なし——
議	員	番号1から14については原案どおり決定いたします。
事	長	引き続き、番号15から説明をお願いします。
務	局	<p>番号15.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、東 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来721番7外7筆、現況地目畑が32,403㎡、採草 放牧地が18,606㎡、合計面積51,009㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立 する法律関係は売買です。売買価格は2,424,000円、10㎡当りの単価は、47,500円 です。あっせん会につきましては、令和4年3月20日から2回実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと（12ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、道 道知来東線の南側、佐呂間側入り口付近の土地となります。</p>
		<p>番号16.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が知 来 ●●●●さん。土地の所在が知来678番1外8筆、現況地目が畑で合計面積 32,272㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買 価格は1,872,000円、10㎡当りの単価は、58,000円です。あっせん会につきましては は、令和4年3月20日から2回実施しております。</p>
		<p>図面で説明いたしますと（12ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、 道道知来東線の南側、佐呂間側入り口からおよそ1.5kmほどの土地となります。</p> <p>番号17.</p>
		<p>利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来739番1外9筆、現況地目が畑で合計面積99,511 ㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 5,674,000円、10㎡当りの単価は、57,000円です。あっせん会につきましては、令 和4年3月15日から1回実施しております。</p>
		<p>図面で説明いたしますと（12ページ）青枠の土地です。申請地につきましては、知 来10線道路南側の土地となります。</p> <p>番号18.</p>
		<p>利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が富 武士 ●●●●さん。土地の所在が富武士671番1外4筆、現況地目が畑で合計面 積21,735㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。 設定期間は令和4年5月31日から10年間、賃貸料は年額65,205円、10㎡当たり 3,000円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和4年3月3日 から1回実施しております。</p>
		<p>図面で説明いたしますと（9ページ）青枠の土地です。申請地につきましては、番 号8の北側の隣接地となります。</p> <p>番号19.</p>
		<p>利用権の設定等を受ける者が、北 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が富武 士 ●●●●さん。土地の所在が富武士617番1外3筆、現況地目が畑で合計面積 36,391㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設</p>

定期間は令和4年5月31日から10年間、賃貸料は年額71,988円、10㍍当たり2,000円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和4年4月25日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(9ページ)紫枠の土地です。申請地につきましては、番号18の北側の隣接地となります。

番号20.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が富武士 ●●●●●●●●●●さん。土地の所在が富武士4番2外4筆、現況地目が畑で合計面積46,231㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年5月31日から10年間、賃貸料は年額117,693円、10㍍当たり2,500円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和4年3月3日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(10ページと11ページ)紫枠の土地です。申請地につきましては、富武士から幌岩山に向かう道路の入り口付近の土地、道道富武士佐呂間線の西側、番号10の隣接地、及び道道富武士佐呂間線の西側富武士5号付近●●●●●●の南側の土地となります。

番号21.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●●●●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●●●●●●●さん。土地の所在が仁倉123番1外3筆、現況地目畑が19,502㎡、採草放牧地が3,018㎡、合計面積22,520㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年5月31日から10年間、賃貸料は年額124,000円、10㍍当たり5,500円で、前は6,000円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月14日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(13ページ)赤枠の土地です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い仁倉橋付近の土地となります。

番号22.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●●●●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉 ●●●●●●●●●●さん。土地の所在が仁倉33番1外4筆、現況地目畑が32,012㎡、採草放牧地が11,753㎡、合計面積43,765㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年5月31日から10年間、賃貸料は年額245,000円、10㍍当たり5,600円で、前は6,100円と6,000円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月14日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(13ページ)黄色枠の土地です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い仁倉橋手前の土地と、仁倉浜佐呂間8線道路沿いの土地となります。

番号23.

利用権の設定等を受ける者が、浜佐呂間 ●●●●●●●●●●さん、利用権の設定等をする者が浜佐呂間 ●●●●●●●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間496番1外5筆、現況地目が畑で合計面積20,537㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年6月1日から10年間、賃貸料は年額65,000円、10㍍当たり3,200円で、前回は3,200円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月14日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(14ページ)赤枠の土地です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、浜佐呂間から700mほどの土地と、1.5kmほどの土地となります。

番号24.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間 ●●●●●●●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間495番5外4筆、現況地目畑が46,640㎡、採草放牧地が32,344㎡、合計面積78,984㎡です。利用権設定等の種類が賃借

権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年6月1日から10年間、賃貸料は年額200,000円、10㌦当たり2,500円で、前回は2,500円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月14日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（14ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、浜佐呂間から700mほどの土地と、浜佐呂間1号線沿いの土地となります。

番号25.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が中園●●●●さん。土地の所在が啓生140番1外9筆、現況地目が畑で合計面積61,471㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年5月31日から10年間、賃貸料は年額246,000円、10㌦当たり4,000円で、前回は4,900円でした。あっせん会につきましては、令和4年4月19日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（15ページ）です。申請地につきましては、国道333号線沿い中園42号付近の土地となります。

番号26.

利用権の設定等を受ける者が、仁倉●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富●●●●さん。土地の所在が仁倉410番1外4筆、現況地目が畑で合計面積64,115㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年5月31日から10年間、賃貸料は年額400,000円、10㌦当たり6,200円で、前回は5,500円と6,000円と10,000円でした。あっせん会につきましては、令和4年3月16日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（5ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、仁倉時雨橋付近の仁倉市街側の土地となります。

番号27.

利用権の設定等を受ける者が、東●●●●さん、利用権の設定等をする者が宮前町●●●●さん。土地の所在が北208番1外3筆、現況地目が畑で合計面積48,568.80㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年5月31日から10年間、賃貸料は年額240,000円、10㌦当たり4,900円で、前回は4,900円でした。あっせん会につきましては、令和3年12月1日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（16ページ）赤枠の土地です。申請地につきましては、北5線道路南側の土地となります。

番号28.

利用権の設定等を受ける者が、富丘●●●●さん、利用権の設定等をする者が北●●●●さん。土地の所在が北90番1外13筆、現況地目が畑で合計面積89,338㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和4年5月31日から10年間、賃貸料は年額450,000円、10㌦当たり5,000円で、前回は5,000円でした。あっせん会につきましては、令和3年12月15日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（16ページ）黄色枠の土地です。申請地につきましては、北4線道路と北5線道路の間の土地となります。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
何か質問等、ありませんでしょうか。
質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各委員 〓〓〓異議なし〓〓〓

議長 議案第2号は原案どおり決定いたします。

議案第3号 現況証明願について

事務局	<p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第3号 現況証明願について</p> <p>下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。</p> <p>番号1.</p> <p>土地の所在が知来734番1、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は原野、合計面積3,215㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 宮前町 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。</p> <p>図面で説明いたしますと(17ページ)です。申請地は、知来24号道路沿い、●●●●付近の土地となります。</p> <p>番号2.</p> <p>土地の所在が富富士578番2、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は原野、合計面積4,876㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 北見市 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。</p> <p>図面で説明いたしますと(18ページ)です。申請地は、トカロチ幹線道路沿い、道道富富士佐呂間線から600mほどの土地となります。</p> <p>番号3.</p> <p>土地の所在が富富士615番3外4筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は原野と山林、合計面積7,039㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 富富士 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。</p> <p>図面で説明いたしますと(19ページ)です。申請地は、道道富富士佐呂間線沿い、佐呂間市街から5kmほど、●●●●の北側の土地となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
山口委員	<p>番号3について、図面を見ると一部が隣接する畑とつながっているように見えますが、地目変更して問題ないですか。</p>
大澤委員	<p>確かに一部かかっているのですが、全体としてみると、池になっている部分もあり、ほとんどが原野となっているので、地目変更を認めることでやむを得ないと思います。</p>
議長	<p>他に質問はありますか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各委員	<p>———異議なし———</p>
議長	<p>議案第3号は原案どおり決定いたします。</p>
その他	<p>各委員さんの方から何かありませんか。</p>
各委員	<p>———ありません———</p>
議長	<p>なければ第23回農業委員会総会を終ります。</p>